業務委託契約書 （案）

別紙２

委託業務の名称 平成２９年度佐賀市街なか交流広場活用イベント企画運営業務

履行期間 平成●●年●●月●●日から

 平成●●年●●月●●日まで

委託料 ￥●●●●●●●－

 （うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥●●●●●－）

契約保証金 契約保証金は免除する。

上記の業務の委託について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成●●年●●月●●日

委託者　住所　佐賀市白山二丁目７番１号

氏名　特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが

理事長　香　月　道　生

受託者　住所　●●●●●●●●●●●●

氏名　●●●●●●●●●●

●●●●●●●　　㊞

（総則）

第１条　受託者は、別紙仕様書に基づき頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間内（以下｢履行期間｣という。）に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りでない。

２　委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

（委託業務の調査等）

第３条　委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等及び損害による経費負担）

第４条　委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

３　委託業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要な経費は委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（期間の延長）

第５条　受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

（履行遅滞の場合における延滞金）

第６条　受託者の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、委託者は、延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

２　前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ、年２．８パーセントの割合で計算した額とする。

３　委託者の責めに帰する事由により第１１条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、委託者に対して遅滞日数について年２．８パーセントの割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（不履行等による契約の解除）

第７条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受託者の責めに帰する事由により履行期間に委託業務を完了する見込みがないとき。

(2) 受託者が契約条項に違反したとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第８条　委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し同法第６１条第１項の排除措置命令又は同法第６２条第１項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 受託者（法人にあってはその役員及び使用人（建設業法第６条第１項第４号に規定する使用人をいう。以下同じ。）を含む。）について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　受託者は、前項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の１０分の２に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。委託者が目的物の引渡しを受けた後も、同様とする。

３　前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、委託者が受託者に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。

４　受託者は、第１項の規定により契約が解除されたときは、当該解除により生じた損害の賠償を委託者に請求することはできない。

（暴力団の関与による契約の解除）

第９条　委託者は、受託者（受託者が共同企業体であるときはその代表者又は構成員をいい、法人にあっては非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当するものと認められるときは、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用しているもの

(7) 前各号のいずれかに該当するものが受託者の経営に実質的に関与しているもの

(8) 再委託契約等の相手方が前各号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約を締結したもの

(9) 受託者が、第1号から第7号までのいずれかに該当するものを再委託契約等の相手方としていた場合において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかったもの

２　前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前条第３項及び第４項の規定は、第１項の規定により契約が解除された場合について準用する。

（検査及び引渡し）

第１０条　受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から１０日以内に目的物について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命じられたときは、受託者は、速やかに当該補正を行い、委託者の再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第１１条　受託者は、前条第２項の検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第１２条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２　前項の秘密保持に関する義務は，この契約の終了後又は解除後も継続するものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　受託者は，この契約による業務を処理するための個人情報については，別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第１４条 この契約に関する提起は、佐賀地方裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約外の事項）

第１５条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、甲が定める佐賀市個人情報保護条例及び佐賀市情報セキュリティポリシーなどの規定に基づき、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、個人情報の安全管理について、内部における作業責任者等の責任体制を構築するとともに、その体制を維持するような措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知等）

第４　乙は、その使用する全ての者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写等の禁止）

第８　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第９　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（受渡し）

第１０　乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第１１　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第１２　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（監査及び検査）

第１３　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているか検証及び確認するため、乙及び再委託先（である第三者）に対して、必要な情報の報告を求め、監査又は検査を行うことができるとともに、本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。